

熊本県監査委員公告第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により平成30年（2018年）6月6日から平成30年（2018年）8月22日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置を、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年（2019年）2月1日

熊本県監査委員 濱田 義之  
 同 竹中 潮  
 同 氷室 雄一郎  
 同 田代 国広

監査対象機関	監査の結果	措置状況等
知事公室 危機管理 防災課	<p>(物品の亡失について)                      デジタルカメラ等7点の一般備品を亡失している。                      熊本県物品取扱規則等に基づき、適正に管理を行うこと。</p>	<p>再発防止策として、毎年4月の使用備品の整理の際の現物確認や配置場所変更に伴う使用備品整理簿の変更手続を徹底する。                      あわせて、持ち出して使用する備品の使用管理簿を課として作成して備品の適正管理を徹底する。                      これらについて文書を作成（平成30年（2018年）8月1日付け）し、職員に備品管理の徹底を指示した。</p>
農林水産部 農地・担い手支援課	<p>(農業大学校旧寮解体工事による断線について)                      旧寮解体工事において、作業中に解体工事と関係のない浄化槽へつながる電気配線が切断されたことにより使用不能となり、新たに浄化槽の排水業務委託が発生するとともに、浄化槽を復旧させるために解体工事の変更契約がなされている。                      発注に当たっては、周到な事前調査と準備を行い、断線等の事故が起きないように努めること。</p>	<p>本事案については、電気配線工事の設計書等が工事発注前に確認できていれば電気配線場所が特定でき、電気配線の切断が防げたことから、本件発生後、関連する施設の設計書等は、一括して保管・管理する形に変更した。                      また、今後の発注に当たっては、事前に当課が農業大学校と合同で現場及び設計書で周辺の関連施設の有無を丁寧に確認したうえで、関係書類一式を設計業者へ提供し、現場で説明することで、同様な案件が発生しないようにする。                      なお、このことを徹底するため、当課課内会議及び農業大学校職員会議において事案を説明するとともに、事前確認と準備の徹底を指示した。</p>

<p>土木部 住宅課</p>	<p>(県営住宅家賃の過徴収について) 平成 29 年 (2017 年) 4 月から 10 月にかけて、県営住宅の家賃徴収事務において、徴収誤りがあり、過徴収分を返還している。 チェック体制の強化を図り、徴収誤りの再発防止に努めること。</p>	<p>収入認定 (家賃決定) の誤り防止のため確認作業チェックリストを作成し、チェック体制の強化を図った。 あわせて、県営住宅管理システムについて、改良住宅 (定額家賃) の家賃決定においては、入居者の収入申告の有無に関係なく定額が決定されるように改修した。 今後も、住宅管理システムの入力漏れや入力誤りがないように、指定管理者 (熊本県営住宅管理センター) と住宅課で相互に入力及び入力内容のチェック等を行い、家賃の誤通知及び誤徴収を防止する。</p>
<p>議会事務局</p>	<p>(一般役務費の支払遅延について) 本会議録音データ反訳料 (平成 29 年 (2017 年) 3 月 3 日、8 日) について、支払が遅れたため、遅延利息 234 円が発生している。 支払手続において組織的なチェック体制の強化を図り、支払誤りの防止に努めること。</p>	<p>適正経理に対する意識を高め、請求書の請求者名と支出命令書の債権者名の突合をより厳格にし、複数人によるチェック体制の強化を図った。</p>
<p>教育委員会 社会教育課</p>	<p>(職員の事務懈怠等に起因した契約等の遅滞について) 職員の事務処理懈怠により、次の課題がある。 (1) 平成 29 年度 (2017 年度) 「被災地域の教育力向上プロジェクト」業務委託において、対象町村との契約手続を行わないまま業務を委託している。 (2) 市町村への補助事業において、上司の決裁を受けないまま実施要領等を発出している。 事務手続において組織的なチェック体制の強化を図り、再発防止に努めること。</p>	<p>(既に講じた改善措置等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 班長・審議員・課長のそれぞれの立場で、常に各職員の業務の進捗状況等を把握し、必要に応じ、係・課内の応援や事務分掌の見直しを行うなどの組織的な管理強化を図った。</li> <li>・ 教育庁の全所属で、県費及び国費に係る「事業 (支出) 点検表」を導入して事業進捗状況の課内共有化と組織的なチェック体制の強化を行った。</li> <li>・ 8月の教育庁全課及び出先機関の管理監督職を対象とした会計研修を実施するとともに、9月の会計課による国費事務の研修会を、事業担当者及び経理担当者が受講した。</li> </ul>

<p>教育委員会 体育保健課</p>	<p>(補助金の収入未済について) 補助金の収入手続において、国への補助金請求書の提出及び官庁会計システムによる申請を失念し、収入未済が生じている。 補助金の収入手続においては、事務手続の漏れが生じないように、組織的なチェックを徹底するなど、再発防止策を講じること。</p>	<p>(既に講じた改善措置等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6月に本課が取り扱う全ての国費事務・事業について整理を行い、事務処理に関する課内研修を実施して、事業担当者及び経理担当者相互で処理の手順・必要書類等の確認を行った。</li> <li>・教育庁の全所属で、県費及び国費に係る「事業（支出）点検表」を導入して事業進捗状況の課内共有化と組織的なチェック体制の強化を行った。</li> <li>・8月の教育庁全課及び出先機関の管理監督職を対象とした会計研修を実施するとともに、9月の会計課による国費事務の研修会を、事業担当者及び経理担当者が受講した。</li> </ul>
<p>警察本部 組織犯罪対策課</p>	<p>(職員の交通事故について) 公用車による毀損額が大きい自損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 熊本県警察の交通事故防止対策 熊本県警察の施策である「公用車交通事故防止総合プラン」の重点取組である       <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全確認の徹底</li> <li>○ 基本訓練の強化</li> <li>○ 運転指導員の技能の向上と指導の強化</li> </ul>       と具体的防止施策の「教養」、「訓練」、「技能認定の審査」、「安全運転管理」、「意識啓発」及び「事故発生後の対応」の6つの施策による交通事故防止対策を推進している。     </li> <li>2 当課の交通事故防止対策       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 所属長による公用車の目視点検や幹部による交通事故防止に対する反復継続した指導教養の実施</li> <li>(2) 運転前の幹部等による体調確認、注意喚起の励行</li> <li>(3) 複数人乗車を原則とし、いかなる場合でも同乗者のバック誘導や左右確認等、十分な安全確認の実施</li> <li>(4) 「だろー運転」ではなく「かもしれない運転」の意識の定着等により職員個々の安全運転意識の向上と交通事故を回避する防衛運転の定着を図っている。</li> </ol> </li> </ol>

<p>警察本部 機動捜査隊</p>	<p>(職員の交通事故について)          公用車による毀損額が大きい物損事故が1件発生している。          職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>1 熊本県警察の交通事故防止対策          熊本県警察の施策である「公用車交通事故防止総合プラン」の重点取組である          ○ 安全確認の徹底          ○ 基本訓練の強化          ○ 運転指導員の技能の向上と指導の強化          と具体的防止施策の「教養」、「訓練」、「技能認定の審査」、「安全運転管理」、「意識啓発」及び「事故発生後の対応」の6つの施策による交通事故防止対策を推進している。</p> <p>2 当隊の交通事故防止対策          (1) 朝礼時に幹部による交通法規違反及び交通事故の防止について反復継続した指導教養          (2) 運転者、同乗者による十分な安全確認及び駐車時の同乗者による誘導          (3) 二輪・四輪の運転技能向上のため交通機動隊等に出向いての技能訓練          (4) 出発前の申告時に幹部による交通事故防止に対する注意喚起の4つの施策による交通事故防止対策を推進している。</p>
-----------------------	---	---

<p>警察本部 高速道路 交通警察 隊</p>	<p>(職員の交通事故について)          公用車による毀損額が大きい自損事故が1件発生している。          職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>1 熊本県警察の交通事故防止対策          熊本県警察の施策である「公用車交通事故防止総合プラン」の重点取組である          ○ 安全確認の徹底          ○ 基本訓練の強化          ○ 運転指導員の技能の向上と指導の強化          と具体的防止施策の「教養」、「訓練」、「技能認定の審査」、「安全運転管理」、「意識啓発」及び「事故発生後の対応」の6つの施策による交通事故防止対策を推進している。</p> <p>2 当隊の交通事故防止対策          (1) 指導教養の実施          朝礼・教育招集日等を活用した幹部による交通事故防止に対する反復継続した指導教養を実施している。          (2) 訓練の実施          外部専門機関における高速走行訓練を実施するとともに、運転指導員等による運転技能に関する指導教養を実施している。          (3) 安全確認の徹底          車両の運転に当たっては、運転者及び同乗者が連携した十分な安全確認を徹底している。          (4) 安全運転管理          安全運転管理者等による各種安全運転管理施策を実施するとともに幹部による出発前の交通事故防止に対する注意喚起等を実施している。          (5) 監察課による招致指導等          交通事故当事者に対し、監察課による招致指導及び当隊における個別教養を実施した。</p>
-------------------------------------	---	--

監 査 対象機関	監査結果に付した意見	意見に対する通知事項
教育委員会 学校人事課	<p>(学校徴収金の適正な会計処理について)</p> <p>学校徴収金については、公金ではないが公費に準じた適正な会計処理ができるよう学校徴収金取扱要項等を策定し、県立学校訪問等により周知徹底に努めているところであるが、平成30年(2018年)5月に県立高等学校教職員の学校徴収金私的流用事案が発生している。</p> <p>学校徴収金が準公金であるという認識がなかったこと、チェック体制が十分でなかったことが、教職員の私的流用を招いた一因であると推察されているところである。</p> <p>県立学校における学校徴収金の取扱いの実態を把握するとともに、平成30年度(2018年度)から要項等の一部改正を行うなどの取組がなされているが、改めて学校徴収金が準公金であるとの認識の徹底及びチェック体制の強化を図るなど、学校徴収金の会計処理が適正に行われるよう再発防止策を講じられたい。</p>	<p>学校徴収金等に係る事務処理の適正化・透明化等を推進するため必要となる調査、検証等を行うことを目的とし、平成30年(2018年)4月に県立学校長会、県立学校事務長会との合同による「学校徴収金等推進委員会」を設置。5月に全県立学校を対象として実態調査を行った。</p> <p>学校からの回答を集計・分析した結果、</p> <p>① 会計処理に不慣れな教職員が効率的に改正要項の知識を習得し、意識向上を図るための工夫</p> <p>② 事務長を主導とする管理職全体での指導の更なる徹底</p> <p>③ 監事(保護者)が適切な監査を実施するために必要な知識の習得</p> <p>などが課題に挙げられた。</p> <p>上記課題に対する主な対策として、以下の3点を実施。学校徴収金等の私費会計について、第三者に疑念を抱かれることがないように、今後も引き続き指導・監督を行うこととしている。</p> <p>(1) 教職員に対して学校徴収金の基本的流れを把握させるためのマニュアルを配布(平成30(2018).11)。不正防止の観点から、支払処理の前後に複数でチェックを行うことを重要なポイントとしている。</p> <p>(2) 各種管理職会議において管理職が一枚岩となり不祥事防止対策(準公金であるとの認識の徹底、複数チェック体制の指導徹底等)を徹底するよう以下の会議を活用し指導。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校長会議(平成30(2018).6、平成30(2018).11)</li> <li>・副校長、教頭会議(平成30(2018).11)</li> <li>・事務長会議(平成30(2018).5、平成30(2018).10)</li> </ul>

<p>教育委員会 学校人事課</p>		<p>特に事務長に対しては会計処理の徹底した管理・指導が求められていることから「財務事務における事務長心得」を配布（平成 30(2018). 10）し、県費も含めた財務会計のスーパーバイザーとしての役割と責務を担うよう指導した。</p> <p>(3) 監事を担う保護者がスムーズな監査を実施できるように重点事項を絞り込んだチェックポイントを配布（平成 30(2018). 11）。</p> <p>なお、(1)の教職員向けのマニュアル、(3)保護者向けのチェックポイントは県教育委員会ホームページにも掲載を行った。</p>
------------------------	--	--